

北海道告示第 10810 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 30 年 3 月 12 日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 29 年 11 月 10 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMホームマック元江別店・コープさっぽろえべつ店
江別市元江別 807 番 32 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社 K L 代表取締役 松本 教子
江別市元江別 807 番地の 3

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 有限会社エム・エヌコーポレーション 取締役 松本 主税
江別市元江別 810 番地 26

(変更後) 有限会社 K L 代表取締役 松本 教子
江別市元江別 810 番地の 3

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ホームマック元江別店・コープさっぽろえべつ店
江別市元江別 785-1 ほか

(変更後) DCMホームマック元江別店・コープさっぽろえべつ店
江別市元江別 807 番 32 ほか

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ホームマック株式会社 代表取締役 柴田 憲次
札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 1 号

(変更後) DCMホームマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規
札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 1 号

(4) 変更の年月日

上記 (3) ア 平成 28 年 12 月 1 日 (名称及び住所変更)
平成 19 年 9 月 1 日 (代表者変更)

上記 (3) イ 平成 27 年 3 月 1 日 (名称変更)
平成 20 年 2 月 12 日 (住所変更)

上記 (3) ウ 平成 27 年 3 月 1 日 (名称変更)
平成 23 年 3 月 1 日 (代表者変更)

(5) 変更する理由

上記 (3) ア 商号及び本店所在地並びに代表者の変更のため

上記 (3) イ DCMホームマック株式会社の商号変更及び土地の合筆・分筆のため

上記 (3) ウ 商号及び代表者の変更のため

2 届出年月日

平成 29 年 10 月 23 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部経営支援局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成29年11月10日（金）から平成30年3月12日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び同月3日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで